

報道機関各位

## 町営住宅入居者募集のお知らせ

以下のとおり、町営住宅の募集を行います。

募集の住宅は、長岡住宅団地7戸です。詳細につきましては、役場建設課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

### 募集期間

令和4年8月17日（水）～8月31日（水）まで

### 入居資格

- ・町内在住又は在勤
- ・所得制限あり（所得控除後の収入月額15万8千円以下が対象・60歳以上か身体障がい者世帯の場合は収入月額21万4千円以下が対象）
- ・基本同居親族有り（単身者条件付入居可）等

### 入居申し込みに必要な書類

- ・公営住宅入居申し込み書・住民票（入居者全員）
- ・令和3年度所得証明書（15歳以上の入居者全員。ただし中高生は除く。）
- ・完納証明書（15歳以上の入居者全員。ただし中高生は除く。）
- ・連帯保証人確約書（町内在住者）
- ・その他状況・入居資格により必要な書類があります。

添付資料  有  無

## 町営住宅入居者募集のお知らせ（抽選）

募集期間： 令和4年8月17日（水）から8月31日（水）（土・日・祝日は除く）

受付時間： 午前8時30分から午後5時15分まで

入居資格： 箕輪町公営住宅管理条例第5条によります

申込方法： 必要書類を建設課 建設管理係までお持ちください

必要書類： ◎申込者全員の方が必要な書類等

- ・公営住宅入居申込書
- ・住民票【入居者全員】⇒本籍地、続柄が記載されているもの
- ・令和3年度所得証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く  
（令和3年所得令和4年課税の所得証明書）
- ・完納証明書【15歳以上の入居者全員】中・高生は除く
- ・連帯保証人確約書（町内在住者1名）

※状況により源泉徴収票、年金証書の写、給与証明書、退職証明書等が必要になります。

◎その他入居資格に関わる必要書類

- ・婚姻証明書・・・婚約中でこれから結婚される方
- ・身体障害者手帳の写し・・・身体障がい者の方
- ・在留カード・・・外国人登録をしている方

※受付時に審査を行い入居資格に適合しない場合、受付しません。

※受付後であっても、入居資格に適合しないことが判明した場合には書類を返却します。入居資格を満たす方のみ抽選会へ参加できます。

◇抽選会： 令和4年9月6日（火）午後6時00分～ 役場 建設課

※抽選会の開始時間までに入室されていない場合は、入居辞退したものとみなします。

選考方法： 申込み住宅タイプごと抽選します

入居説明： 抽選会終了後

入居日： 令和4年10月1日（土）以降 書類提出、敷金納入後

募集住宅 \*一家族一住宅のみの申し込みとします

団地名	部屋番号	構造	間取り	トイレ	最高家賃	最低家賃	建築年
長岡	80・81・83号	2階建	3DKB	汲取式	23,100円	15,500円	S61
	75号	2階建	3DKB	汲取式	22,800円	15,300円	S60
	65号	2階建	3DKB	汲取式	21,800円	14,600円	S60
	D-17号 (3人以上)	2階建	3DKY	汲取式	23,100円	15,500円	H4
	C-7号 (3人以上)	2階建	3DKY	汲取式	22,500円	15,100円	H2

注：1 最高家賃額は入居時一般階層世帯の場合を例としています。（月額所得15万8千円）

※家賃は所得により変わります。

間取り記号凡例：算用数字＝部屋数 K＝台所 L＝居間 DK＝台所兼食堂

B＝浴室のみ Y＝風呂釜・浴槽付風呂

2 末尾Bタイプの住宅は浴室のみですので風呂釜・浴槽は持ち込みとなります。

3 団地内では自動車の駐車保管は原則として1軒につき1台、周辺道路は駐車禁止です。

4 犬・猫などのペットは、まわりの方々の迷惑となりますから飼うことはできません。

<入居資格>

(箕輪町公営住宅管理条例第5条)

下記のすべてを満たすことが入居資格として必要です。

1. 同居親族があること

現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

注：単身入居資格がある者

- ・60歳以上の者
- ・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者 ほか

2. 入居収入基準

所得控除後額 月額15万8千円以下

\*60歳以上または身障者世帯(1級から4級)の場合

所得控除後額 月額21万4千円以下

3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

4. 町内に居住し、又は主たる勤務場所を有する者であること。

5. 市町村税を滞納していない者であること。

6. 箕輪町内に居住し、かつ入居決定者と同等以上の収入を有するとともに、入居者の債務を負担する連帯保証人があること。

7. 外国人の場合、永住者又は定住者で在留期間1年以上ある者。

8. 入居者、若しくは同居者が暴力団員ではないこと。

<同意事項>

1. 自治会に加入し、自治会活動に参加してください。

(役員をお願いすることがあります)

2. 自治会費、区費、消防費などの納入があります。

3. 入居後、申込書に虚偽の記載が分かった場合、強制退去となります。

4. 迷惑行為(騒音、異臭など)があり改善がない場合、強制退去となります。

箕輪町役場 建設課 建設管理係 電話 0265 - 79 - 3167 (直通)
---